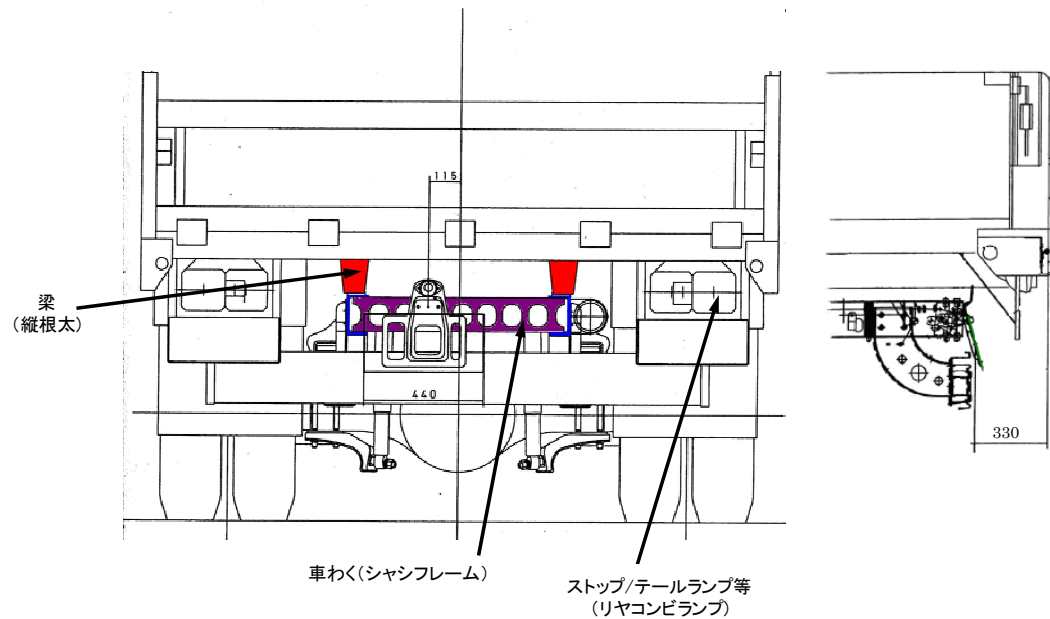


基準2. について、「番号標を後面車わく間の位置に取付ける場合。」を要件から除外する理由

- (1) 車わく間であれば、ストップ/テールランプ（リアコンビランプ）等の視認性を妨げる装置がない。（リアコンビランプ等の取付けについては、全幅から内側に400mm以内にする基準があり、車わく間の位置に取付けることがない。）
- (2) 一般的に荷台の構造は、剛性を確保するため、床面下部に梁（縦根太等）を配しており、荷台を架装した場合には、車わく（シャシフレーム）の上面と荷台床面下部には、梁（縦根太等）の高さ分の間隙ができるので視認性が確保できる。
- (3) 車わく間であれば、車わく、リアバンパにより、番号標が制限なく前方に取付けられることはない。



*左の写真は上図に類似する車型のもの（奥行き300mmを超える例）

